

第2次 安中市再犯防止推進計画（案）

～共生社会の実現に向けた「リ・スタート計画」～

2025年12月
安中市

目次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の基本的な考え方	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画の期間	2
(4) 計画に基づく対象者	2
2. 地域における再犯防止を取り巻く状況	3
(1) 本市の再犯者数と再犯者率	3
(2) 本市での刑法犯検挙者数	4
(3) 市民への意識調査	5
(4) 第1次再犯防止推進計画の評価	8
3. 国及び群馬県の取組	9
(1) 国の取組	9
(2) 県の取組	9
4. 計画の重点施策	10

第2章 重点施策における取組事項

1. 就労・住宅の確保等	11
(1) 就労の確保等	11
(2) 住宅の確保等	13
2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	14
(1) 高齢者または障がい者への支援等	14
(2) 薬物依存を有する者への支援等	16
3. 学校と連携した修学支援の実施等	17
4. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等	19
5. 民間協力者の活動促進等、広報・啓発活動の推進等	20

(1)民間協力者の活動の促進等	20
(2)広報・啓発活動の推進等	21
6.国・県・民間団体等との連携強化等のための取組.....	23

第3章 計画の推進

1.推進体制の整備等	25
(1)関係機関および庁内の連携強化	25
(2)市職員等への研修の実施	25
2.計画の目標値と管理.....	25
(1)目標値の設定	25
(2)本計画の推進管理.....	26

資料編

再犯の防止等の推進に関する法律(平成二十八年法律第百四号).....	27
安中市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱.....	31
国の第二次再犯防止推進計画(概要)	33
群馬県第2次再犯防止推進計画(概要)	34
策定経過	36
用語解説	37

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の基本的な考え方

(1) 計画の目的

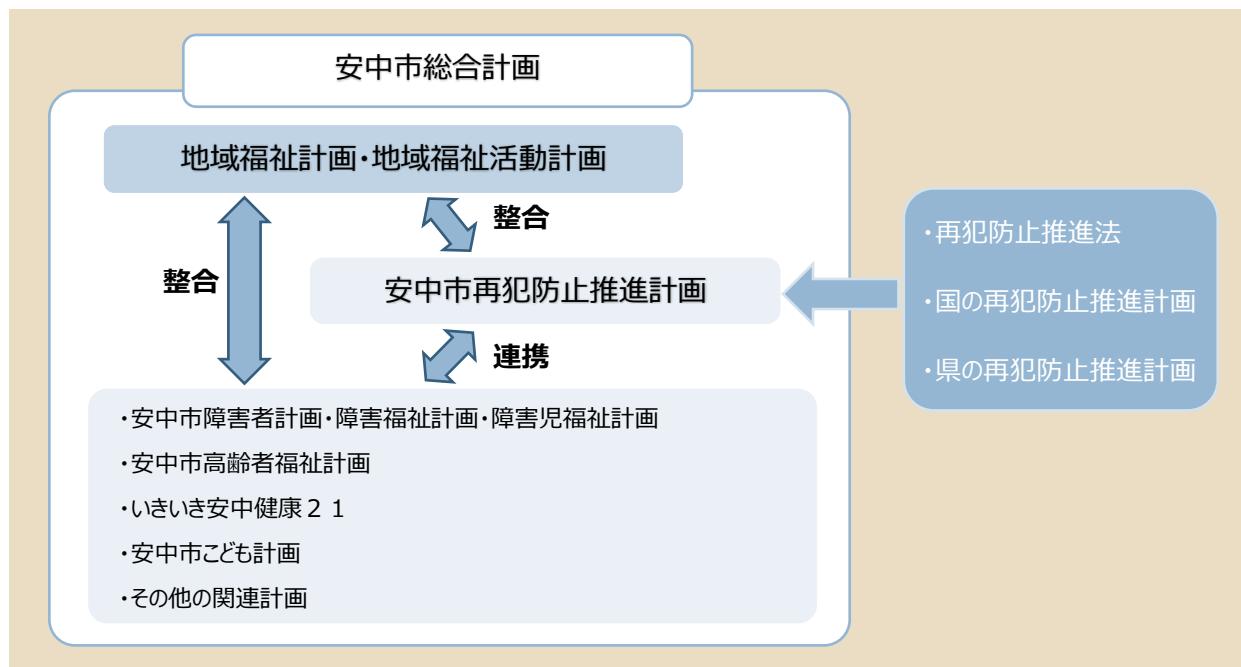
市民が安全かつ安心して暮らせる社会を実現するには、犯罪の防止が不可欠です。近年、刑法犯の検挙者数は減少傾向にある一方で、再犯者の割合は増加しており、犯罪抑止の観点から再犯者を減らすことが喫緊の課題となっています。

本計画では、犯罪をした者等が円滑に社会復帰できるよう、就労支援や住居の確保、医療・福祉サービスの提供など必要な支援を行い、支援を通じて社会的孤立を防止することで再犯を抑制することを目的とします。その結果として、市民が犯罪被害に遭うことを未然に防ぎ、安全で安心な暮らしの実現につなげることを目指します。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。また、国や群馬県の再犯防止推進計画の取組内容を踏まえるとともに、「第3次安中市総合計画」をはじめとする関連計画と連携・整合を図ります。

図1 安中市再犯防止推進計画の位置づけ



(3) 計画の期間

計画期間は、2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化、国や群馬県の計画の見直し、本市の再犯防止に関する取組状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

年度	令和	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
	西暦	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
総合計画	第2次計画	第3次計画										
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	R3～第3次計画	第4次計画										
再犯防止推進計画	R3～第1次計画	第2次計画										

(4) 計画に基づく対象者

計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」です。

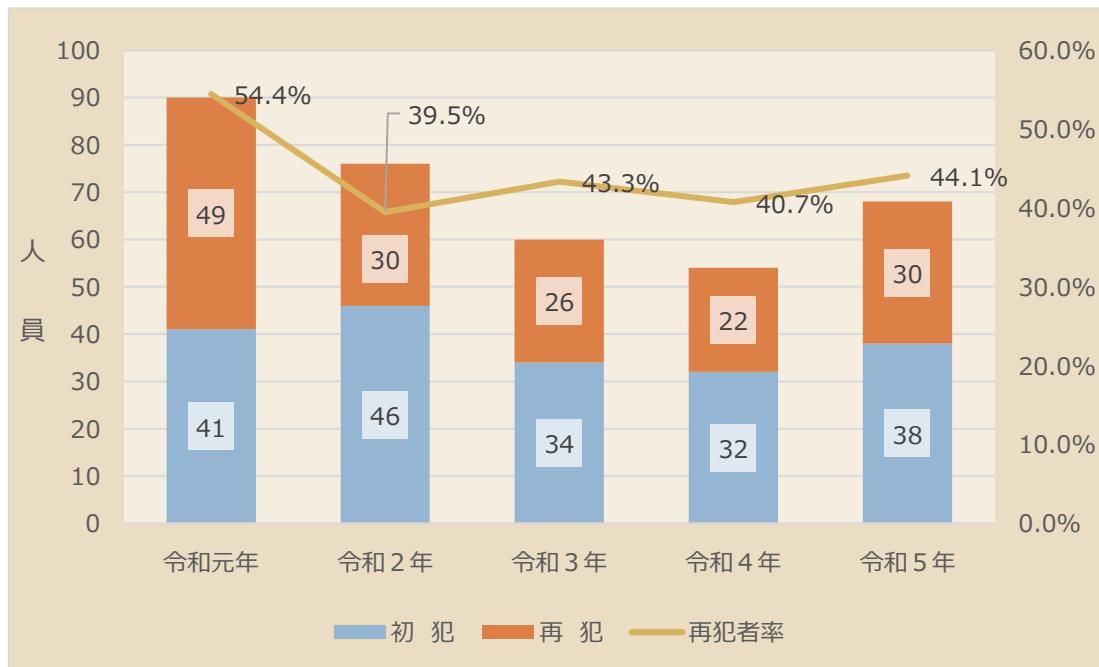
なお、本計画でいう「犯罪をした者等」は、有罪判決の言い渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪又は非行の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者及び家庭裁判所の審判が開かれず、又は保護処分の審判を受けなかった者に限定します。

2. 地域における再犯防止を取り巻く状況

(1) 本市の再犯者数と再犯者率

安中警察署が取り扱った過去5年間(令和元年～令和5年)の刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合(再犯者率)は、令和元年から増減を繰り返しているものの、6割弱から4割弱で推移しています。

表1 安中警察署 初犯者・再犯者別 刑法犯検挙者数(少年を除く)



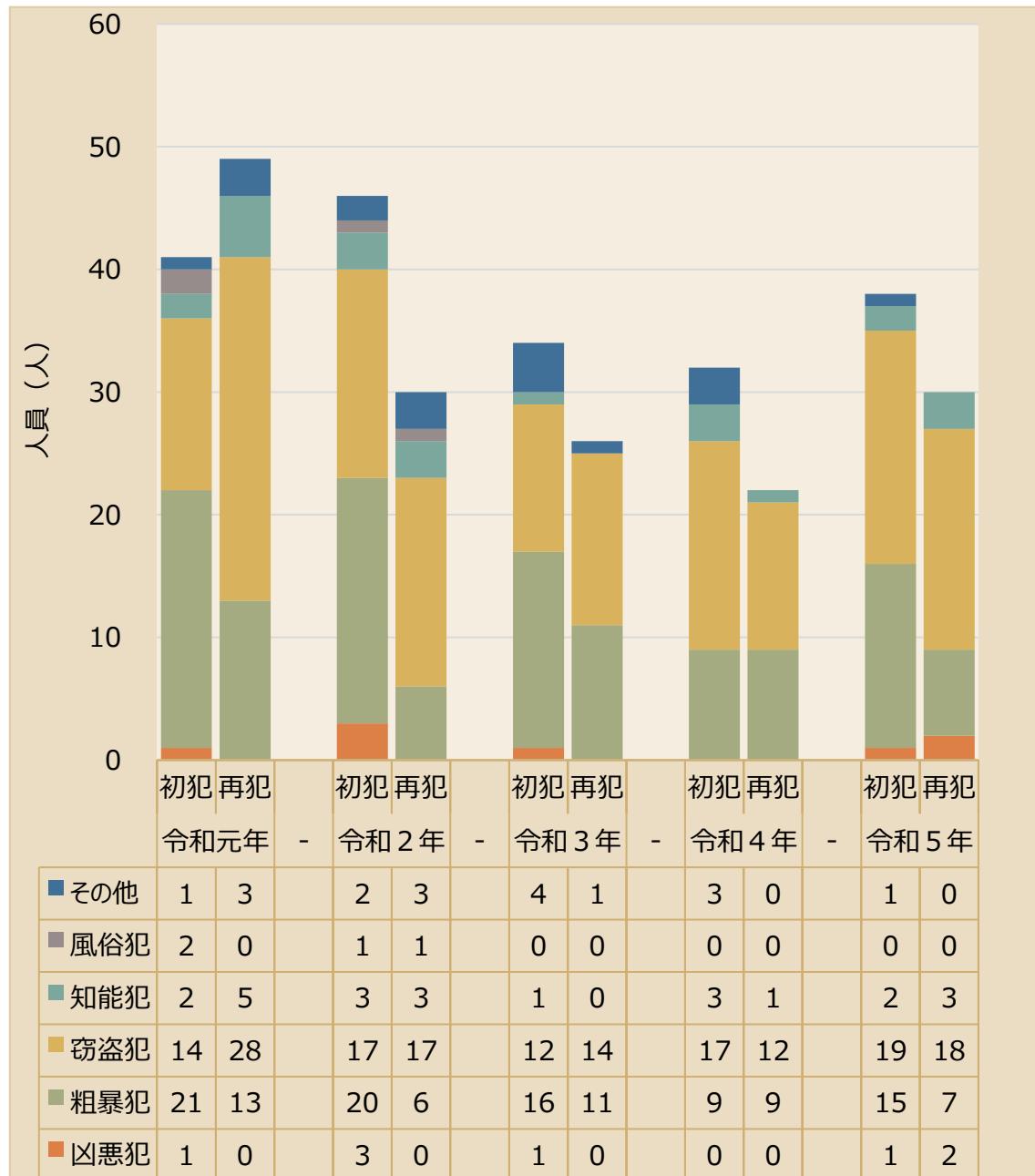
データ提供：法務省東京矯正管区

(2) 本市での刑法犯検挙者数

安中警察署が取り扱った過去5年間(令和元年～令和5年)の刑法犯検挙件数は減少傾向で推移しており、令和元年には90人だった人員が、令和5年には68人へと減少しています。

刑法犯別に見ると、窃盗犯、粗暴犯が順に再犯者、初犯者ともに多くなっていますが、その他の項目の人員は年度ごとにばらついた推移を示しています。

表2 安中警察署 罪種別 刑法犯検挙者数(少年を除く)



出典：法務省「令和6年版再犯防止推進白書」より

(3) 市民への意識調査

本市では、「第4次安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を新たに策定するにあたり、令和6年10月に地域福祉に関する市民意識調査を行いました。この中で、再犯防止に関する項目を設けましたので、抜粋して掲載します。

表3 「安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定における調査」調査方法等

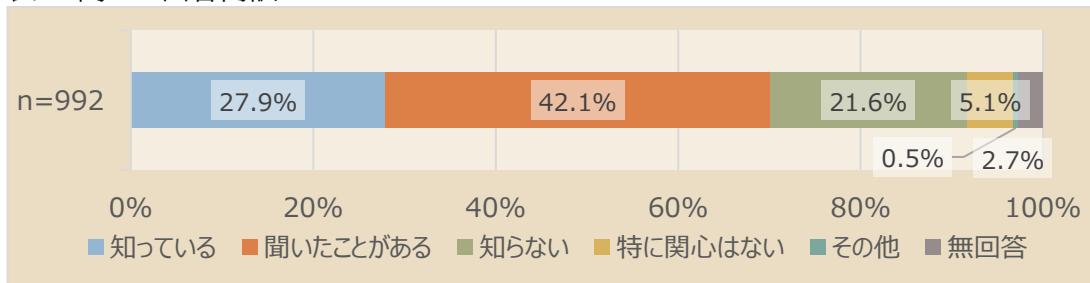
調査対象	市内在住の18歳以上の方を無作為抽出
配布数	2,500件
調査方法	郵送による配布及び回収
調査期間	令和6年10月1日(火)～令和6年10月18日(金)
有効回答数(回収率)	992件(39.7%)

問42 犯罪や非行を繰り返す人の中には、刑務所などを出ても住居を借りられなかったり、職に就けなかったり、あるいは自分一人では生活するのが難しく、生活に困っている人がいることを知っていますか。（単一回答）

犯罪や非行を繰り返す人の中には刑務所などを出ても生活に困っている人がいることを知っているかについては、「聞いたことがある」が42.1%と最も高く、次いで「知っている」が27.9%、「知らない」が21.6%となっています。

また、「その他」の自由記述には、「事情は分かるが、支援の在り方によっては普段から努力している人々に負担が偏る可能性があり、その点が心配。」「再犯のリスクが高いと思われる人については、その後の支援体制を再検討するべきだと感じる。」などの意見もありました。

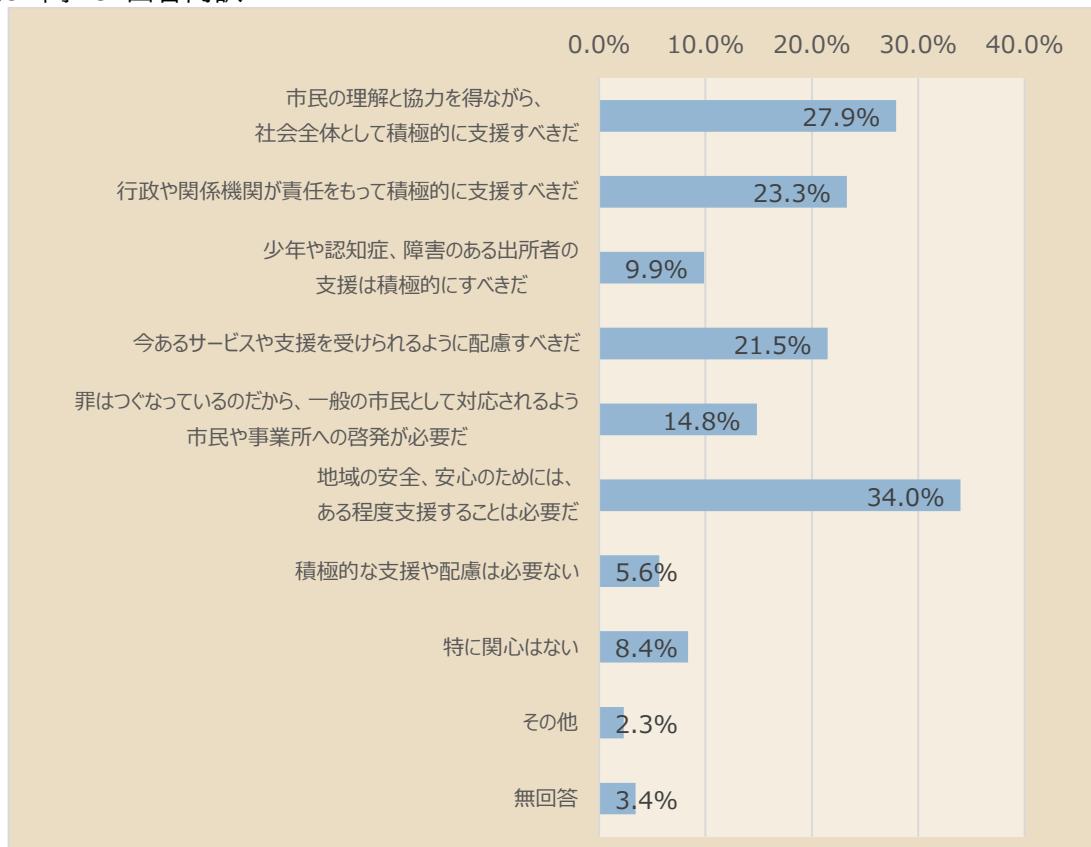
表4 問42 回答内訳



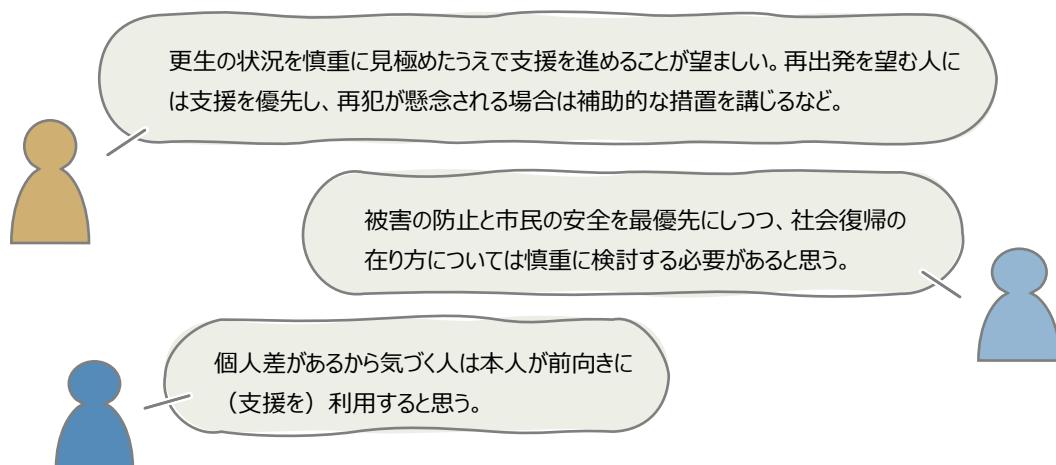
問43 刑務所や少年院を出た人が円滑に社会復帰できるよう支援することについて、あなたの考えに特に近いものを選んでください。（複数回答）

刑務所や少年院を出た人が円滑に社会復帰できるよう支援することについては、「地域の安全、安心のためには、ある程度支援することは必要だ」が34.0%と最も高く、次いで「市民の理解と協力を得ながら、社会全体として積極的に支援すべきだ」が27.9%、「行政や関係機関が責任をもって積極的に支援すべきだ」が23.3%となっています。

表5 問43 回答内訳



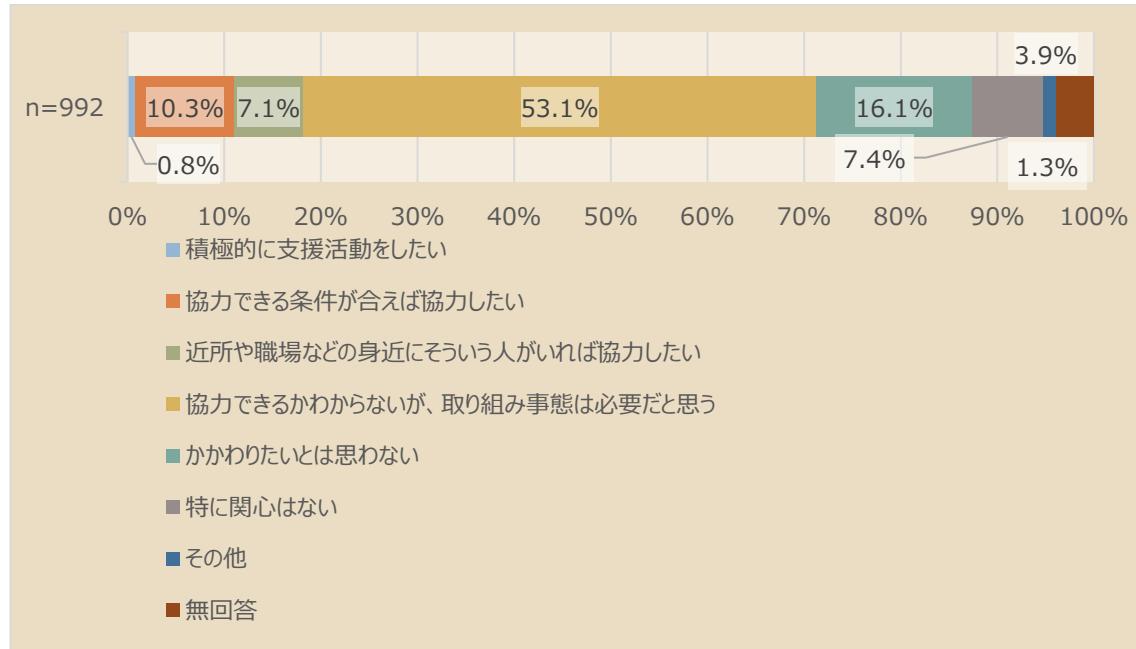
また、その他自由記述部には、次のような意見もありました。



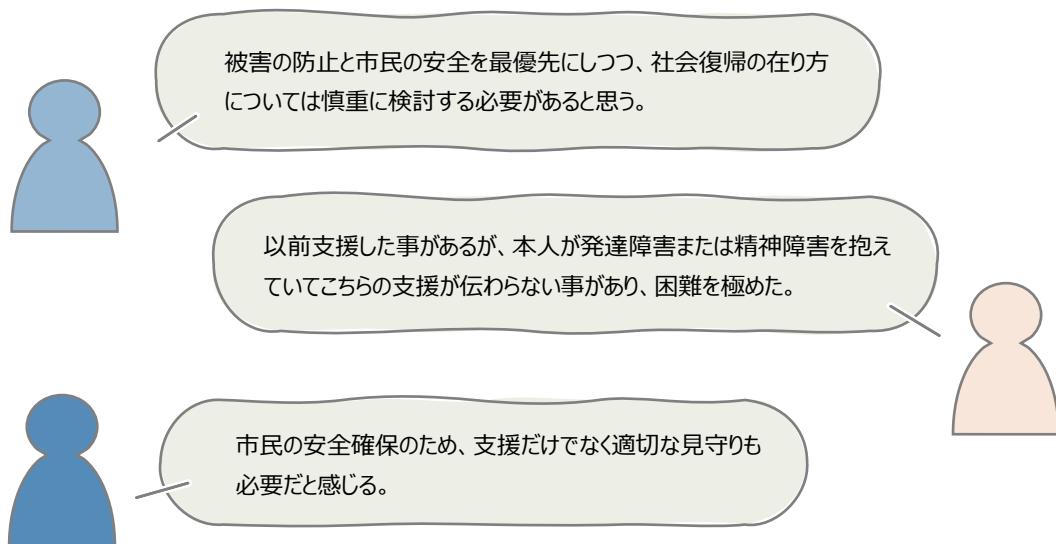
問44 刑務所や少年院を出た人の円滑な社会復帰への支援について、あなた自身がかかわることについてどう思いますか。（単一回答）

刑務所や少年院を出た人の円滑な社会復帰への支援に自分自身がかかわることについては、「協力できるかわからないが、取り組み自体は必要だと思う」が53.1%と最も高く、次いで「かかわりたいとは思わない」が16.1%、「協力できる条件が合えば協力したい」が10.3%となっています。

表6 問44 回答内訳



また、その他自由記述部には、次のような意見もありました。



(4) 第1次再犯防止推進計画の評価

第1次再犯防止推進計画の策定で各事業の総合的な推進を図るために、目標値の設定を行いました。再犯者、年齢および無職者の割合と人数について設けた目標値と現状値を比較すると、全体的に「人数」では目標を十分に達成しているものの、「割合」としてみる目標が達成できていないという状況が見られました。検挙人員全体が減っている中で、再犯者の減少の割合が少ないという結果であったことがわかります。

表7 安中警察署の検挙人員に占める各種人員の数と割合

項目	第1次計画 現状値 (平成30年)	第1次計画 目標値 (令和5年)	令和5年 現状値
安中警察署の検挙人員に占める再犯者率	38.8%	35.8%	44.1%
安中警察署の検挙人員に占める再犯者人数	33人	32人	30人
安中警察署の検挙人員中の犯行時の年齢に占める65歳以上の割合	37.6%	34.6%	23.5%
安中警察署の検挙人員中の犯行時の年齢に占める65歳以上の人數	32人	31人	16人
安中警察署の検挙人員中の犯行時の職業別に占める無職者の割合	44.7%	41.7%	51.5%
安中警察署の検挙人員中の犯行時の職業別に占める無職者の人數	38人	36人	35人

データ提供：法務省東京矯正管区

3. 国及び群馬県の取組

(1) 国の取組

平成29年12月、再犯防止推進法に基づき、再犯防止推進計画(第一次)が閣議決定され、地方公共団体や民間協力者等と連携しながら取組を推進していましたが、令和5年3月、第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図るため、第二次再犯防止推進計画が閣議決定されました。第二次再犯防止推進計画には、3つの基本的な方向性と7つの重点課題を示しています。

※巻末資料編に概要版添付

第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

7つの重点課題

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- ⑤ 民間協力者の活動の促進
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

(2) 県の取組

群馬県では、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、県における再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「群馬県再犯防止推進計画」の後継計画として「第2次群馬県再犯防止推進計画」を策定しています。「第2次群馬県再犯防止推進計画」では、3つの基本方針および6つの重点課題を設定し取り組むこととしています。

※巻末資料編に概要版添付

基本方針

基本方針Ⅰ 国及び民間団体等との緊密な連携の強化による再犯の防止等に関する総合的な施策の推進

基本方針Ⅱ 分かりやすく効果的な広報等による、再犯の防止等に関する取組への県民の理解と関心の醸成

基本方針Ⅲ 地域の状況及び社会情勢等に応じた効果的な施策の実施

重点課題

重点課題1 国・民間団体等との連携強化への取組

重点課題2 民間協力者の活動促進、広報・啓発の推進のための取組

重点課題3 就労・住居の確保への取組

重点課題4 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

重点課題5 学校等における修学支援の実施等への取組

重点課題6 犯罪や非行をした人たちの特性に応じた効果的な支援等の実施への取組

4. 計画の重点施策

本計画では、国の第二次再犯防止推進計画および第2次群馬県再犯防止推進計画を踏まえ、犯罪をした者が社会において孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰することができるようすることにより、市民の犯罪被害を防止するため、次の重点施策に取り組みます。

重点施策

1. 就労・住宅の確保等

(1) 就労の確保等

(2) 住宅の確保等

2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

(1) 高齢者または障がい者への支援等

(2) 薬物依存を有する者への支援等

3. 学校と連携した修学支援の実施等

4. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

5. 民間協力者の活動促進等、広報・啓発活動の推進等

(1) 民間協力者の活動の促進等

(2) 広報・啓発活動の推進等

6. 国・県・民間団体等との連携強化等のための取組

第2章 重点施策における取組事項

1. 就労・住宅の確保等

(1) 就労の確保等

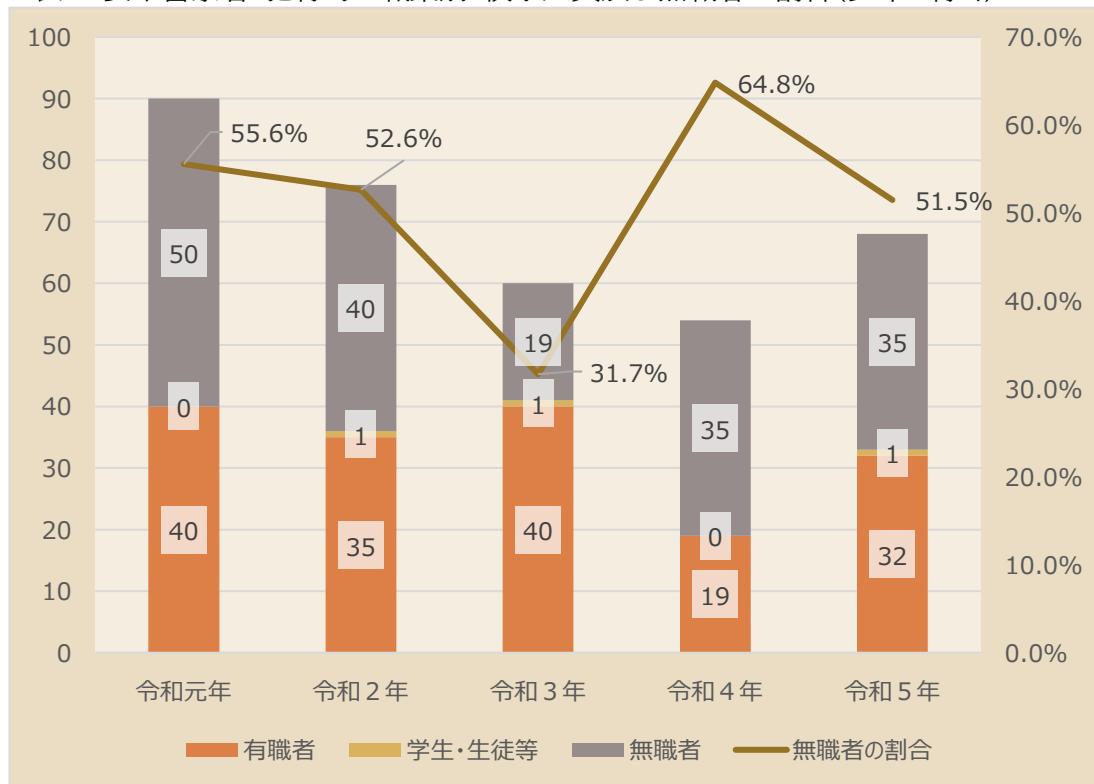
【現状と課題】

安中警察署が取り扱った過去5年間(令和元年～令和5年)の刑法犯検挙件数を職業別に見ると、入所時に無職であった者の割合は5年間の平均で50%を超えていました。これは再犯者に限定した数値ではありませんが、就労状況と犯罪発生の間に一定の関連性があることがうかがえます。

一般的に刑務所出所者等の求職活動は、前科等のため困難が大きく、また、一旦就職しても、基本的マナーや対人関係の形成必要な能力が不十分で、職場での人間関係を十分に構築できないといった理由でより早期に離職するなど、職場に定着するのに困難を伴う場合が多くあります。中には、福祉的支援を受けられる程度ではない軽い障がいを抱え、一般就労をするのに困難を抱えている者もいます。

また、協力雇用主となりながらも実際の雇用に結びついていない企業等が多く、協力雇用主会自体の規模も小さくなりつつあることも課題として挙げられます。

表8 安中警察署 犯行時の職業別 検挙人員及び無職者の割合(少年を除く)



データ提供:法務省東京矯正管区

【市の取組】

・生活困窮者自立相談支援事業

(福祉課)

生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困っている者の、経済的問題、心身の問題、家庭の問題など様々な問題を複合的に対応し、自立した生活を営めるように支援するための相談及び支援を行います。

・就労準備支援事業

(福祉課)

一般就労に直ちに就くことができない生活保護者又は生活困窮者やひきこもり者に、生活習慣形成のための指導や就労に向けた基礎能力を身に着けるための支援を行います。

・地域づくり推進事業（ひきこもり対策推進事業）

(福祉課、住民福祉課)

地域で孤立する、ひきこもり者に対応する研修会を実施、また、独自活動するボランティア団体等の情報の提供及び支援員を拡大するための研修会を実施します。

・障がい者の就労移行支援

(福祉課、住民福祉課)

65歳未満の障がい者で、一般就労が可能と見込まれる人に対して、生産活動、職場体験等の活動機会の提供及び就労に必要な訓練を行います。また、求職活動の支援や就職後の職場への定着支援を行います。

・障がい者の就労継続支援

(福祉課、住民福祉課)

通常の企業や事業所に勤めることが困難な障がい者に、生産活動その他活動の機会を提供するとともに就労に必要な知識や能力向上に必要な訓練を行い、自立に向けた支援を行います。支援には、雇用契約を結んでサービスを提供する就労継続支援A型と雇用契約を結ばない就労継続支援B型があります。

・高齢者の就労支援

(高齢者支援課)

高齢者が豊富な知識や経験・技能を生かし、働きながら地域社会の発展に寄与し、生きがいをもって社会参加できるよう、また、就労の場の確保を図るため、シルバー人材センターの活動を支援します。

【関係機関・団体の取組】

・生活困窮者自立相談支援事業の連携

(社会福祉協議会)

市の実施している生活困窮者自立相談支援事業に連携、協力し、自立に向けた取組を行います。

・協力雇用主の開拓

(保護司会、更生保護事業主会)

対象者の員数等の現状に合わせ、犯罪をした者等であっても積極的に雇用する事業者である協力雇用主の開拓に取り組みます。

・保護司会と更生保護事業主会との連携

(保護司会、更生保護事業主会)

保護司会と更生保護事業主会とで連携し、就職相談や情報交換に取り組みます。

(2) 住宅の確保等

【現状と課題】

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上で最も重要であるといつても過言ではありません。

ただし、更生保護施設や自立準備ホームは、あくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等を退所した後は地域に生活基盤を確保する必要があります。他方、犯罪をした者等の中には、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかったりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯等に至る者も存在します。

更生保護施設等以外では、措置入所や市営住宅の利用も検討できますが、入居前・入居中のトラブルについての対応が大きな課題となっています。このような中、住宅セーフティネット法の改正も行われ、地域居住支援協議会の設置についても今後検討が必要です。

【市の取組】

・生活困窮者自立相談支援事業（住居確保給付金）（福祉課）

生活困窮者自立相談窓口において、住居の確保に向けた相談支援を行うとともに、犯罪をした者等の状況に応じ、生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金を給付します。

・障害福祉サービスの利用（福祉課、住民福祉課）

犯罪をした者等に障がいがある場合は、障害福祉サービスの共同生活援助等（グループホーム）の利用を促進します。

・養護老人ホームへの措置入所（高齢者支援課）

65歳以上の者で、環境や経済的理由により養護を受けることが困難である者は、養護老人ホームへ入所させることができます。

・市営住宅の入居要件等の緩和（建築住宅課）

入居の資格要件で、「安中市内に居住及び在勤」を条件としてきましたがこれを削除し、市外からの入居希望者の申請を可能としたことおよび連帯保証人を不要としたことなどにより、入居条件等の緩和を図り対応します。

・群馬県居住支援協議会への加入（建築住宅課）

協議会の一員として、住宅確保要配慮者が賃貸住宅へ円滑に入居できる環境を整備するため、関係者間で情報を共有するとともに、必要な支援策について協議し、支援を実施します。

【関係機関・団体の取組】

・更生保護施設等の活動支援（保護司会、更生保護女性会）

保護司会や更生保護女性会は、更生保護施設の意義を十分理解した上で、その活動支援を行います。

2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

(1) 高齢者または障がい者への支援等

【現状と課題】

令和6年版再犯防止推進白書によれば、出所後2年以内に再び刑務所に入所する割合は全体で13.0%ですが、高齢者(65歳以上)では18.3%となっています。また、出所後3年以内に刑務所に再び入所する割合は全体で22.4%であり、高齢者(65歳以上)では28.4%と、いずれも全体より高い値であることが明らかになっています。

さらに、本人が希望しないなどの理由から特別調整の対象とならない場合があることを含め、刑事司法手続の各段階を通じた高齢又は障がいの状況の把握とそれを踏まえたきめ細かな支援を実施するための連携体制の構築などの課題があります。

表9 出所後2年または3年以内に再び刑務所に入所する割合(%)

	年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
2年以内の 再入率	全体	16.1	15.7	15.1	14.1	13.0
	高齢	20.4	19.9	20.7	19.7	18.3
3年以内の 再入率	全体	25.2	25.0	23.9	22.4	
	高齢	29.1	29.2	28.3	28.4	

出典:法務省「令和6年版再犯防止推進白書」より

【市の取組】

・生活支援相談窓口

(福祉課)

生活に困っている者が自立できるように、専門性を有する支援員(主任相談支援員、相談支援員、就労支援員)が相談に応じ、福祉や介護を含めた支援へつなげています。

・障がい者に関する相談窓口

(福祉課、住民福祉課)

障がい者、障がい児の保護者、障がい児(者)の介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう障がい者の相談支援を促進します。

・地域包括支援センター(ささえ愛センターあんなかり)による相談窓口

(高齢者支援課)

高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応・支援を促進します。

・健康相談窓口

(健康づくり課、住民福祉課)

生活習慣病、育児及び栄養相談に対し、適切な助言、援助その他必要な相談に応じます。

【関係機関・団体の取組】

・小口生活資金貸付事業

(社会福祉協議会)

市内在住で不測の事態により生活に困窮し、一時的に資金が必要な場合に貸し付けを行い、その世帯の更生と福祉の増進を図ります。

・生活福祉資金貸付事業

(社会福祉協議会)

金融機関や他の公的制度からの借入が困難な低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯へ資金を貸付けることにより経済的自立と生活の安定を図ります。

・日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)

(社会福祉協議会)

認知症高齢者や障がい者等の中で、判断能力が不十分な方が地域で安心して日常生活が送れるよう、援助代行業務を行い利用者の自立更生を図るため支援します。

・心配ごと相談

(社会福祉協議会)

日常生活の心配ごとに対し、適切な助言、援助その他必要な相談に応じます。

・小地域福祉活動推進事業(安中市ふれあいネットワーク)

(社会福祉協議会)

地域で生活する高齢者や要援護者あるいは障がい者が、安心して過ごすことができるよう、支部社協並びに市内関係機関と連携を図り、地域で支え合うネットワークづくりの構築を推進します。

・地域の見守り活動

(民生委員児童委員協議会)

各地区民生委員・児童委員が住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握し、住民一人ひとりが、自分に合った福祉サービスが受けられるよう、行政機関、施設・団体などにつなぎ、適切な福祉サービスの提供が図れるように支援します。また、70歳以上の一人暮らしにおいては、定期的に訪問を行います。

・地域と行政の橋渡し

(民生委員児童委員協議会)

地域で誰もが自分らしく、安心・安全で生活しやすく暮らせる地域づくりを目指し、様々な困りごとや悩みごとの相談を、訪問や電話などで幅広く傾聴することで、問題があれば行政機関、施設・団体などにつなげるパイプ役を担っています。

・再犯防止等研修会に参加

(民生委員児童委員協議会)

県・市や他の機関・団体の主催する防犯・再犯等の会議や研修等に民生委員・児童委員が出席し、対象者についての知識等を身に付けています。

・刑務所や更生保護施設等の見学による知識共有

(民生委員児童委員協議会)

県内外の刑務所や更生保護施設等の見学・研修に民生委員・児童委員が出席し、正しい知識を共有し、福祉的支援が必要な住民への支援に備えています。

(2) 薬物依存を有する者への支援等

【現状と課題】

安中市における薬物事犯者は、令和5年度の時点では、合計で7名と大きい数にはなりませんでしたが、そのうちの再犯者は3名、再犯者率は42.9%と高い値となっています。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、その再犯を防止するためには、薬物を使用しないよう指導するだけではなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要であると考えられます。

刑事司法関係機関、地域の保健医療・福祉関係機関、依存症回復支援施設や民間団体等において、効果的な支援等を行う体制が不十分であること、専門医療機関や薬物依存症からの回復支援を行う自助グループ等がない地域があること、関係機関等の連携が不十分であることなどが指摘されています。

【市の取組】

・自立支援医療の活用

(福祉課、住民福祉課)

精神疾患(薬物依存症等を含む)の継続的な治療を受けている方に所得に応じた医療費の負担軽減を行います。(自立支援医療(精神通院医療)制度)

・薬物乱用防止普及運動

(健康づくり課)

県事業への協力として、ポスター掲示やヤング街頭キャンペーンを実施します。

【関係機関・団体の取組】

・薬物乱用防止駅頭キャンペーン

(更生保護女性会、保護司会)

薬物乱用防止普及運動の一環として、市内の駅でチラシ等を配布し、薬物の怖さを市民に正しく認識してもらう活動をします。

・薬物乱用防止教室の開催

(保護司会、更生保護女性会、中学校長会)

薬物乱用防止教室を市内の中学校で実施し、生徒にシンナー、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物の怖さを理解してもらう活動をします。

3. 学校と連携した修学支援の実施等

【現状と課題】

学校や地域における非行の未然防止のための適切な教育・支援等の取組の充実や保護者との連携が必要です。居場所づくりや学習支援、就労支援等の立ち直り支援活動を通じて、少年を集団的不良交友関係から切り離していくことが課題となっています。矯正施設や保護観察所と学校関係者の相互理解の促進を図るとともに、矯正施設からの進学・復学の支援を充実する必要があります。

【市の取組】

・生活困窮者自立支援法による学習支援の実施

(福祉課)

生活困窮者自立支援法に基づき、学習支援を市内4か所(安中・原市・磯部・松井田)で実施し、生活困窮世帯又は生活保護受給世帯の小・中・高等学校の児童生徒に対して、家庭学習の補完等として、学習意欲及び学力向上を図り将来の進路選択の幅を広げ、不登校や低学力の子供の社会的な居場所づくりの支援を行います。

・安中市子ども家庭センターの設置

(こども課、健康づくり課)

家庭児童相談員を配置し、18歳までの養育相談を行います。気軽に相談できる場であることを周知し、電話、来所、訪問等により、子育て家庭の支援に努めています。

・専門家による教育相談の実施等

(学校教育課、(市内校長会))

小中学校にスクールソーシャルワーカー(以下SSWという)やスクールカウンセラーの配置を促進し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切な支援を行います。市内に市費SSWは3名在籍しており、市内15校を定期的に巡回しています。(一中、二中は県費SSWによる対応あり)また、より適切な支援につなげるため、庁内他課との連携を強化します。

【関係機関・団体の取組】

・学校内における“社会を明るくする運動”強調月間における周知・啓発 (市内校長会)

校内へのポスターを掲示したり、生徒が作文コンテストに参加したりします。また、職員が“社会を明るくする運動”推進委員会へ参加します。

・学校と支援機関等との連携 (市内校長会、民生委員児童委員協議会、保護司会等)

支援を必要とする生徒・保護者に対して、必要に応じてこども課や福祉課、民生委員児童委員協議会、保護司会、児童相談所、市教育委員会等と連携したり、ケース会議を開催したりします。

・警察との連携

(市内校長会)

年に2回、学校警察連絡協議会に参加して、市内小・中・高等学校と警察、市教育委員会との情報交換やパトロールを実施して健全育成に努めています。また定期的にスクールソポーターと情報交換します。

・各種啓発授業の開催

(保護司会、更生保護女性会、中学校長会)

学校では初犯防止(未然防止)の観点から「薬物乱用防止、喫煙防止教室」(講師:ライオンズクラブ等)、「万引き防止教室」(講師:安中警察署)、「人権教室」(講師:人権擁護委員会)等を実施します。

・“社会を明るくする運動”作文コンテストの開催補助

(保護司会)

“社会を明るくする運動”作文コンテストの応募作品の審査や、市内受賞者へ受賞記念品の贈呈等を行います。また、市内優秀作品の作文集をつくり、市内小中学校・公民館等へ配布します。

4. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

【現状と課題】

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人のあらゆる状況の特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導等を選択し一貫性を持って継続的に働きかけることが重要であると考えられます。課題に対応するための専門的知識を習得できる機会の創出や課題に対応するマンパワーの充足について検討し、より効果的な取組につなげる必要があると考えられます。

また、保健医療、福祉関係者の課題解決視点が分野ごとに異なるため、相談者及び課題を抱えた方が自ら調整せざるを得ない現状が大きな課題となっています。支援関係者が「生活」「暮らし」を改善するための支援目的に行動するための環境づくりが必要です。

【市の取組】

・発達障害に関する相談の実施 (福祉課、住民福祉課)

少年・成人からの発達障害に関する相談を受け付け、相談支援事業所とともに、犯罪をした者等も含めた適切なサービス等利用計画を作成し支援を実施します。

・医療観察法・精神保健福祉法に基づく支援の協力 (福祉課、住民福祉課)

医療観察法の処遇対象者への支援や精神保健福祉法に基づき行われる被通報者に対する支援を県に協力して実施します。

・安中市子ども家庭センターの設置 (こども課、健康づくり課)

家庭児童相談員により18歳までの養育相談を行います。主に子育て家庭からの相談に対応しており、専門的な対応が必要な場合は、関係機関と連携した対応に努めます。

・府内重層的支援の充実化 (高齢者支援課、福祉課、こども課、市民課、住民福祉課)

月に1回、または必要に応じて関係部署で会議を開催し、対象者に関する情報を共有するとともに、有効な支援方法について協議します。

【関係機関・団体の取組】

・家庭訪問の実施 (民生委員児童委員協議会)

民生委員・児童委員を中心に、訪問対象者だけでなく家庭問題などを抱える家庭を訪問して話を聞くなどし、できる範囲で助言等を行います。

・課題を抱える者への地域協力者の支援開発 (社会福祉協議会)

課題を抱えた方、生きづらさを抱えた方を支えるための地域協力者の支援開発等を行い、日ごろからのつながりを意識した取組を行います。

5. 民間協力者の活動促進等、広報・啓発活動の推進等

(1) 民間協力者の活動の促進等

【現状と課題】

再犯の防止等に関する施策の実現には、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会等の更生保護ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられてきました。

全国的に保護司の高齢化が進んでいること、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより従前のような民間ボランティアの活動が難しくなっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携がなお不十分であることなど、民間協力者による再犯の防止等に関する活動を促進するに当たっては様々な課題があります。

【市の取組】

・保護司会及び更生保護女性会の運営に対する補助 (福祉課、住民福祉課)

保護司会及び更生保護女性会に、運営に対する補助金を交付し活動の支援を行います。

・保護司等の民間ボランティアの会議・研修への協力 (福祉課、住民福祉課)

保護司会・更生保護女性会の会議や研修に会議室の貸与や職員の派遣により活動の協力・支援を実施します。

・更生保護サポートセンター安中の設置に協力 (福祉課)

保護司の活動拠点である更生保護サポートセンター安中の設置に際して、本市の施設を提供し支援をします。

・“社会を明るくする運動”の推進 (福祉課、住民福祉課)

保護司会や更生保護女性会と協力し、安中市の“社会を明るくする運動”推進委員会を開催するとともに、この運動の周知活動を行います。推進委員会には関係団体を幅広く招き、活動内容の周知に努めます。市民への周知活動を通じて、関係団体等の活動への理解を深めます。

【関係機関・団体の取組】

・“社会を明るくする運動”の推進 (保護司会、更生保護女性会)

市と協力し、安中市の“社会を明るくする運動”推進委員会を開催するとともに、この運動の周知活動を行います。事前会議に参加して周知先等について助言するとともに、委員会内の研修会を主導して実施します。広報活動を通じて市民へ周知を図り、活動への理解を深めます。

・保護司、更生保護女性会員の人材確保

(保護司会、更生保護女性会)

保護司、更生保護女性会の候補者に対し、地域での活動内容や活動の意義を説明し、人材確保に努めます。

・安中市“社会を明るくする運動”推進委員会への参加

(民生委員児童委員協議会、更生保護事業主会、社会福祉協議会)

市が主催する安中市“社会を明るくする運動”推進委員会に参加し、研修等を受けることで本運動の活動内容を理解し、委員としての自らの役割を振り返ります。

(2) 広報・啓発活動の推進等

【現状と課題】

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等に自らの努力を促すことは当然ですが、それだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、国民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要であると考えられます。

再犯の防止等に関する施策は、国民にとって必ずしも身近でないため、国民の関心と理解を得にくく、“社会を明るくする運動”が十分に認知されていないなど、国民の関心と理解が十分に深まっているとはいえないこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても国民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題があります。

【市の取組】

・“社会を明るくする運動”の周知啓発活動

(福祉課、住民福祉課)

“社会を明るくする運動”を推進するための推進委員会を開催し、市内の関係団体や企業等に参加を促します。また、“社会を明るくする運動”的推進月間に併せ、保護司会・更生保護女性会と協力して、街頭パレード等を実施し、“社会を明るくする運動”的趣旨を広く市民に広げる周知活動をします。また、啓発月間に合わせ、市図書館にて特設ブースを設け、市民へ“社会を明るくする運動”を周知します。

その他、啓発の一環として市内学校等とも連携し、“社会を明るくする運動”作文受賞者の表彰訪問の場を提供します。

・再犯防止啓発月間に広報掲載

(福祉課)

7月の再犯防止啓発月間に併せ、“社会を明るくする運動”的紹介をはじめ、運動の活動内容を紹介して、活動への市民の理解を促進します。

・ホームページによる計画等の周知活動

(福祉課)

再犯防止推進計画の策定に関することなどについて市ホームページに掲載し、市民へ周知します。

【関係機関・団体の取組】

- ・ “社会を明るくする運動”の周知啓発活動 (保護司会、更生保護女性会)

“社会を明るくする運動”啓発月間に合わせ、“啓発パレード”を開催します。“啓発パレード”では、市内3か所の商業施設で、啓発物品の配布を行うほか、商店では啓発物品を配布しながら練り歩きます。街頭パレード等の実施を通し、社会を明るくする運動の趣旨を広く市民に広げる周知活動をします。

- ・ 地区行事内での啓発活動 (更生保護女性会)

地域のお祭り等の行事の際に薬物乱用防止普及運動や“社会を明るくする運動”的啓発物品等を配布し、啓発します。

6. 国・県・民間団体等との連携強化等のための取組

【現状と課題】

再犯防止推進法においては、地方公共団体は、同法の定める基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務があり、地方計画を定めるように努めなければならないとされています。犯罪をした者等の中には、貧困、疾病、障がい、アルコールや薬物への依存等、地域社会で生活する上で様々な生きづらさを抱えている人が多くいます。その解消のためには、刑事司法手続きから離れた後も続く、関係機関が連携した息の長い社会復帰支援が必要となっています。

【市の取組】

・安中市 “社会を明るくする運動” 推進委員会との連携 (福祉課、住民福祉課)

推進委員会の委員については、更生保護関係団体のほかに、市関係部局、警察機関、各地区の自治組織や民間団体等、幅広く構成されています。“社会を明るくする運動”的活動を関係機関と協力して行うことにより、関係機関の人々とお互いに顔の見える関係を構築し、連携がとりやすい体制を整えます。

・要保護児童対策地域協議会の開催 (こども課)

児童虐待の未然防止という視点で適切かつ早期の対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を組織し、関係機関による情報交換や支援内容の協議・啓発活動などを継続します。

・群馬県地域生活定着支援センターとの連携による支援 (高齢者支援課、福祉課、こども課)

対象者への訪問(退所後)による支援を行うため、地域生活定着支援センターと連絡を取り合ひ、ケースによっては同行訪問するなど連携をとっています。

【関係機関・団体の取組】

・関係機関との連携による地域福祉の推進 (社会福祉協議会)

社会孤立化対策支援事業(社会参加や就労困難になった人を支える地域資源を支援しながら地域福祉の推進を図り、「ひきこもり支援関係職員連絡会」と連携し支援を行う事業)、生活支援体制整備事業(地域包括ケアシステム構築を目的に、地域住民同士で支える仕組みづくりについて「生活支援コーディネーター」を設置し住みよい地域づくりの推進を図る事業)等により、行政、関係機関等と連携し地域福祉の推進を図っています。

・ “社会を明るくする運動”の推進を通した連携 (保護司会、更生保護女性会)

“社会を明るくする運動”の推進活動を通して、行政や各機関の担当者等を把握し、連携に生かします。また、“社会を明るくする運動”を推進するための推進委員会の開催時、内閣総理大臣のメッセージ(保護司会)、群馬県更生保護女性会会长のメッセージ(更生保護女性会)を伝達しています。

・ 保護司と地域関係者の意見交換会 (保護司会)

保護司の活動の理解のために、地域関係者との意見交換会を実施します。

・ 保護司と他市、他県の関係者との意見交流会 (保護司会)

保護司の活動の理解のために、他市や他県に研修等に向かい、関係者との意見交換会を実施します。

・ 更生保護サポートセンター安中の開所 (保護司会)

更生保護サポートセンター安中を県内2番目に開設し、保護観察対象者との面接、役員会、理事会及び“社会を明るくする運動”作文の審査会などを開催して、更生保護活動の拠点となっています。様々な関係者の交流の場として充実を図ります。

・ 日本更生保護女性連盟への加入、研修会等への参加 (更生保護女性会)

日本更生保護女性連盟に加入し、他市との事例研究会やブロック会議等に参加し、お互いの情報交換等をします。

第3章 計画の推進

1. 推進体制の整備等

(1) 関係機関および庁内の連携強化

計画推進に当たっては、国や県、民間団体等と連携・協力しながら、再犯防止に関する施策を着実に進めます。再犯防止をより効果的にするため、具体的な対策の検討や実施に向けた準備を行います。庁内においても、市役所および市教育委員会の関係部署が参加する連携・協議の場を設け、情報を共有しながら各部局が相互に連携して施策に取り組み、全庁一丸となって計画を推進します。

(2) 市職員等への研修の実施

再犯防止にかかる職員の知識・理解を深めるため、群馬県や関係機関等と連携のうえ、庁内関係部課等の職員に対して研修会、勉強会等を実施することを検討します。

2. 計画の目標値と管理

(1) 目標値の設定

計画を推進するにあたり、適切な評価を行うための環境整備や住民の認知度向上といった観点から、今後5年間の目標を定めます。各目標には目標値を設定し、各事業を総合的に推進するとともに、本市における再犯防止の取組を一層強化します。

・安中市における検挙者数とその割合

前回計画より引き続き、現状値を加味した再犯率及び再犯者人数の目標値を設定しました。

表10 安中警察署の検挙人員に占める各種人員の数と割合の目標値

項目	現状値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
安中警察署の検挙人員に占める再犯者率	44.1%	40.0%
安中警察署の検挙人員に占める再犯者人数	30人	28人
安中警察署の検挙人員中の犯行時の年齢に占める65歳以上の割合	23.5%	20.0%
安中警察署の検挙人員中の犯行時の年齢に占める65歳以上の人数	16人	15人
安中警察署の検挙人員中の犯行時の職業別に占める無職者の割合	51.5%	45.0%
安中警察署の検挙人員中の犯行時の職業別に占める無職者の人数	35人	33人

- ・「安中市再犯防止推進計画」の周知率等

今回計画から目標値として、「安中市再犯防止推進計画」の周知率及びこれに関連する指標のデータ収集方法や評価基準について検討します。

初回データ収集結果を基に、次年度の目標値を現状比で5%の増減(いずれか)と定め、これを5年間運用していきます。

例:「安中市再犯防止推進計画」の周知率結果(仮) 22.0%⇒次年度目標 27.0%

(2) 本計画の推進管理

庁内における施策の進捗状況の管理の観点から、進捗を把握するための経過管理表を作成し運用します。

作成した経過管理表を基に、定期的に各関係部署にて振り返りを行い、事務局にて取りまとめたものを関係者間で共有することで、推進状況の把握を行います。

また、経過管理の結果、必要があった場合には計画の見直しを行うなど、様々な形で計画の推進と進行管理を行います。

資料編

再犯の防止等の推進に関する法律（平成二十八年法律第百四号）

目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 基本的施策
- 第一節 国の施策(第十一条—第二十三条)
- 第二節 地方公共団体の施策(第二十四条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようになることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。)に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならぬ。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」という。)を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一條 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上で困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

安中市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)の規定に基づき安中市再犯防止推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、安中市再犯防止推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、推進計画の策定に必要な事項に関する検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める関係機関及び団体から推薦されたものをもって充てる。

3 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見若しくは説明をさせ又は必要な資料の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月22日から施行する。

別表(第3条関係)

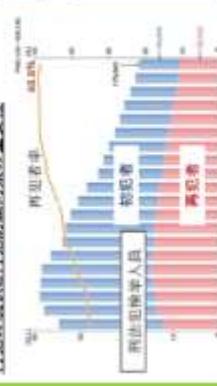
区分	関係機関及び団体
国関係機関	前橋地方検察庁 前橋保護観察所 高崎公共職業安定所安中出張所
司法関係団体	群馬県弁護士会
県関係機関	群馬県健康福祉部福祉局地域福祉課 安中保健福祉事務所
社会福祉関係団体	安中市社会福祉協議会
地域協力団体	安中市民生委員児童委員協議会
民間協力団体	安中保護区保護司会 安中地区更生保護女性会 安中地区更生保護事業主会
学校関係機関	安中市中学校長会
市関係部署	安中市保健福祉部福祉課 安中市保健福祉部こども課 安中市保健福祉部健康づくり課 安中市保健福祉部高齢者支援課 安中市松井田支所住民福祉課 安中市まちづくり部建築住宅課 安中市教育部学校教育課

国の第二次再犯防止推進計画（概要）

第三次再犯防止計画（概要）

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

二次汚染防止推進計画策定の経緯



卷之三

○ 調査新規就業者対象の充実強化

- ▲ 調査新規就業者対象の生活環境の調整の強化
- ▲ 生活施設による訪問支援事業の開始(13.10~)

- 地方公共団体との連携強化
 - ▶ 「地域再生助上 横進モデル事業」の実施(100→120)

- 地方情勢防正指連計画の制定 支援(主体情勢を把握するための情報収集)
- 民間協力者の活動の促進

民間資金の活用などによる債権回収の方法

第2回目標：「出所受刑者の2割以上に内面入罪の推進

卷一百一十二

卷之三

170

15.0 13.0

卷之三

実践的正確性と計量的基本的正確性

元がこじて呑み込んだ結果は全く不適切だ。工房は、それのが抱える課題を「支障を実現すること」

⑤ 累労や住居の確保のための支援をより一層強化することに

著者等への支援の実効性を高めるための相談窓口及び民間団体との連携による支援基盤(ネットワーク)観点を構築すること。

④ 國と地方公共團體との役割分担を踏まえ、地方公共團體の
的的な取組を促進するとともに、國・地方公共團體・民間協力者

計画期間：令和5年度から令和9年度

II 施策していく組ん取り取り後今

7つの重点課題とその具体的な施策

- | | |
|---|---|
| <p>① 賢労・住民の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 賢労の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 担任教員任せや社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施 ○ 留用率、空きの支度による職場開拓員支援と職業復帰の再就職の整理 ○ 留用率、空きの支度による職場開拓員支援及びその支援の充実 |  |
| <p>(2) 居住の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた施設（福祉社へのつなぎ、薬物使用回復支援、通所・訪問支援等）を実施するための体制整備 ○ 地域社会における定住後の確保に向けた居住支援法入との連携強化、萬期幹部者等への支援情報の提供 |  |
| <p>(3) 保健医療・指導サービスの利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者又は障害のある者等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害的支障のニーズの適切な把握と動機付けの強化 ○ 障害的支障のニーズの適切な把握と動機付けの強化 ○ 刑事司法部門検察課、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多様な連携の強化 ○ 刑事司法部門検察課、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多様な連携の強化 |  |
| <p>(4) 産業医療等による職場の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 産業医療等による職場の充実への支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設建設及び保護研究所における一貫した専門的プログラムの実施 ○ 施設建設及び保護研究所における一貫した専門的プログラムの実施 ○ 更生保護施設等の受入れ、也連携体制の充実、自動グループ等の民間団体との連携強化 ○ 増加する大事件見に応じた危機の充実 |  |
| <p>(5) 学校等を通じた学習支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校との連携による学習の継続性に向けた最適の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○ 稲正施設と学校との連携による学習の継続性に向けた最適の充実 ▶ 学校の学力試験の活用や高等学校試験指導等における「丁寧の活用の推進」、在院中の通信制高校への入学 |  |
| <p>(6) 犯罪をした者等の特徴に対する効果的な指導</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 犯罪をした者等の特徴に対する効果的な指導 <ul style="list-style-type: none"> ○ 捕縛前取扱の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、児童被害者等の心態を考慮した也遇の充実 ○ 捕縛前取扱の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、児童被害者等の心態を考慮した也遇の充実 ○ 若年受刑者に対する少佐官の「アバウトや置き置き等を活用した指導、特に少年に成年としての自覚・責任を醸起する指導 ○ 性犯やホーリー・DV加害者、女性等の特徴に応じた指導等の充実 |  |
| <p>(7) 武器暴力者の活動の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 武器可能者が非暴力犯罪の確立とそのための保護司に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護司の活動範囲についての検討を行い、保護司活動のデジタル化の推進 ▶ 保護司の活動範囲についての検討を行い、保護司活動のデジタル化の推進 |  |
| <p>(8) 地域による包括の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国・都道府県・市区町村の役割の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体の取組への支援 (2) 地方公共団体の取組による外郭防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における支援の連携強化 (3) 保護研究所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における地域連携の推進、更生保護施設拠点事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間事業者の充実 ○ 取扱できる現場の充実 (4) 保護研究所による扶助を受けた者等に対する訪問支援事業の充実 |  |
| <p>(9) 再犯防止に向けた基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 執正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○ 執正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実 |  |

33

第2次群馬県再犯防止推進計画

～円滑な社会復帰を支援するために～

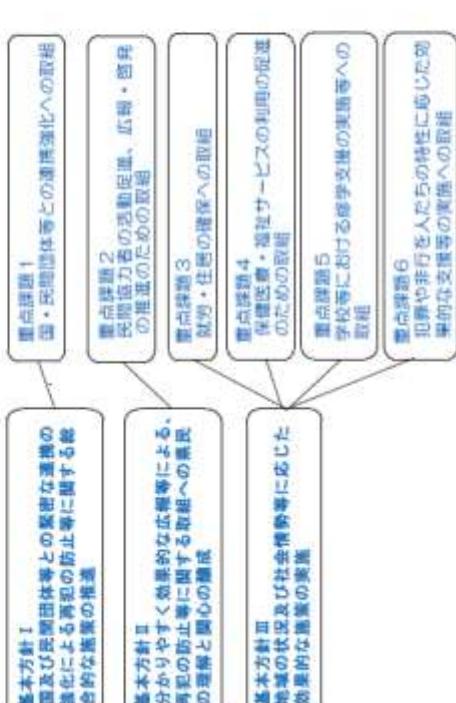
計画概要

(国) 第二次再犯防止推進計画(令和5年3月17日閣議決定)を踏まえ、本県における再犯の防止等の態勢の現状を審査し、今後に向けた基本的な方向性や再犯の防止等に關する施策を総合的に推進できるよう、計画を策定するものです。

計画の目標

犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援することにより、再犯を防止し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

基本方針及び重点課題



群馬県第2次再犯防止推進計画（概要）

計画期間

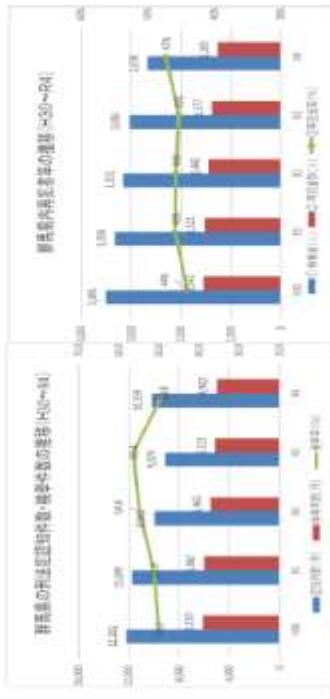
2024年度～2028年度（5年間）

計画の対象者

本計画の対象者は、推進法第2条第1項の規定に基づき「犯罪をした人等（犯事をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人をいう。）」とし、矯正施設（刑務所、少年刑務所、少年院、少年服所、少年院、少年服所及び婦人矯正施設）に収容されている人や保護監禁対象者のほか、懲役犯とならずた人、起訴を猶予された人、罰金・科料などなった人、刑の全部の執行を猶予された人を含むものとします。

再犯防止等に關わる現状等

本県の刑法犯の認知件数は、平成16年をピークに、令和3年まで17年連続で減少していましたが、令和4年は10,159件（前年比+1,080件）と、18年ぶりに増加しました。また、横断率（＊1）は48.8%（前年比-7.6ポイント）でした。一方で、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人數の比率（再犯者率）は、近年5割近い高い水準で推移しています。



犯罪をした人等の置かれた状況

犯罪をした人等の中には、貧困、医療、障害、アルコールや薬物への依存等のために仕事や住まいが確保できない等、地域社会において生活をすることが困難な状況にある人も多く、それ故に再び罪を犯してしまうという葛藤感を経历している人が少なくありません。

重点課題に対する取組項目

【重点課題 1 国・民間団体等との連携強化への取組】

1. **国・民間団体等との連携強化**
 - (1) 地域のネットワークの構築
 - (2) 市町村再犯防止推進計画の策定の促進
 - (3) 包括的な支援体制の整備促進
 - (4) 市町村、関係機関・団体との連携の強化

達成目標（指標）

再犯防止推進計画を策定した県内市町村の数
基準値 19市町村（2023年度）→35市町村（2028年度）

【重点課題 2 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組】

1. 民間協力者の活動の促進
 - (1) 民間ボランティアの確保
 - (2) 民間ボランティアの活動に対する支援
2. 広報・啓発活動の推進
 - (1) 再犯の防止等に関する広報・啓発活動の推進

【重点課題 3 就労・住居の確保への取組】

1. 就労の確保
 - (1) 就職に向けた相談・支援等の充実
 - (2) 新たな協力雇用主の開拓・確保
 - (3) 犯罪や非行をした人たちを雇用する企業等の社会的評価の向上
 - (4) 就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実
 - (5) 福祉的な支援が必要な人に対する就労支援
2. 住居の確保
 - (1) 地域社会における定住先の確保

【重点課題 4 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組】

1. **高齢者又は障害のある人への支援**
 - (1) 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実
 - (2) 福祉サービス等の利用に関する関係機関との連携の強化
2. **薬物依存を有する人への支援**
 - (1) 治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実
 - (2) 薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成

【重点課題 5 学校等における修学支援の実施等への取組】

1. **学校等における修学支援の実施等**
 - (1) 児童生徒の非行の未然防止
 - (2) 非行による学校教育の中斷の防止等
 - (3) 学校や地域社会において再び学ぶための支援

【重点課題 6 犯罪や非行をした人たちの特性に応じた効果的な支援等の実施への取組】

1. **特性に応じた効果的な支援等の実施**
 - (1) 特性に応じた支援等の実施

群馬県 生活こども部 生活こども課
前橋市大手町1-1-1
TEL:027-226-2906
<https://www.pref.gunma.jp/soshiki/46/>



策定経過

期　日	内　容
令和7年7月15日	第1回策定委員会 ・第2次安中市再犯防止推進計画の策定について ・策定委員会の設置及びスケジュール ・計画策定の資料提供について
令和7年7月15日～ 9月30日	関係部課担当者の事業内容見直し、検討の資料提供
令和7年10月23日	民間協力団体等との意見交換会
令和7年11月18日	第2回策定委員会 ・第2次再犯防止推進計画(案) ・計画パブリックコメントについて
令和7年12月15日～ 令和8年1月16日	パブリックコメント(市民意見公募)
令和8年1月30月(予定)	第5回策定委員会 ・パブリックコメントの結果報告について ・第2次再犯防止推進計画の最終案について

用語解説

ア行

医療観察法

医療観察法とは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の略称で、司法精神医療に関する法律です。心神喪失または心身こう弱な状態で重大な他害行為を行った者に対して、専門的な治療と処遇を行う仕組みを規定しています。

力行

協力雇用主

協力雇用主とは、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し又は雇用しようとする、保護観察所に登録された事業主のことです。現在、全国で約 22,000 社が協力しています。

矯正施設

矯正施設とは、法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院のことを指す。

群馬県居住支援協議会

住宅セーフティネット法第10条の規定に基づき、定額所得、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人、その他住宅の確保に特に配慮を要する者が賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進する組織です。

群馬県地域生活定着支援センター

地域生活定着支援事業として、県から委託を受け、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所予定者に対して、保護観察所、他都道府県の地域生活定着支援センターなどから依頼を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいなかったりなどの理由で直ちに自立することが難しい者に対して、コーディネート、フォローアップ及び相談支援を行っています。

更生保護施設

更生保護施設は、主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいなかったりなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を提供するほか、就職援助、生活指導等を行う施設であり、全国に103の施設(令和2年4月1日現在)があります。

サ行

自立準備ホーム

自立準備ホームは、適当な住居がない犯罪をした者等を受け入れるため、ホームレス支援団体など、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が保有する宿泊場所のことを指します。

社会を明るくする運動

社会を明るくする運動とは、すべての国民が、罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において、力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

スクールサポーター

スクールサポーターとは、子どもをいじめや非行、犯罪被害から守るために、警察署と学校・地域のパイプ役として、子どもの問題行動への指導・助言や立ち直り支援、校内や学校周辺における子どもの安全確保に関する活動などを行う人のことで、退職した警察官や教員がなっています。現在、安中市では、退職した警察官がなっています。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家をいう。

精神保健福祉法

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の略称で、精神保健と精神障害者福祉について規定しています。

養護老人ホーム

養護老人ホームとは、介護の必要性とは関係なく身体的、精神的、環境的、または経済的な理由で困窮し、在宅で生活ができない高齢者が入所できる施設です。